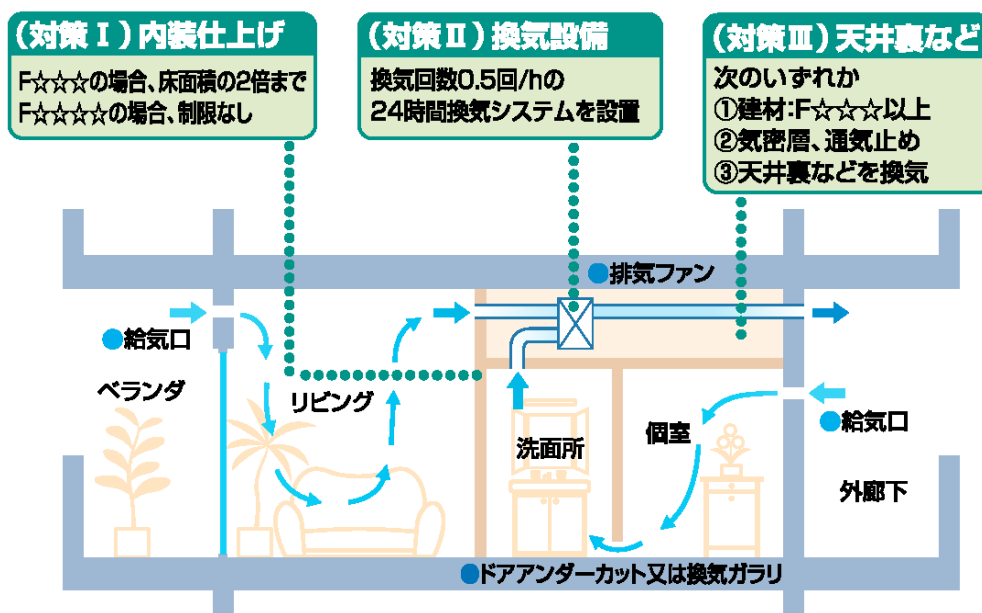


美しい式番街

(No. 37, 平成 15 年 6 月 30 日)

コープ野村南流山式番街管理組合・保全専門委員会

トイレ、浴室の換気扇は常時、ON で使いましょう！



国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sick.html>

図1 共同住宅の場合のシックハウス対策

シックハウス症候群への対応として「居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない」(平成 15 年7月1日施行)と建築基準法が改正されました。当マンションはこの法の対象とはなりません、各住居でリフォームを行う場合、ホルムアルデヒド発散建築材料への配慮は自主的に行われることが望ましいと考えます。

当マンションの各住居で政令で定める換気設備に対応するのが浴室・トイレの天井換気ファンです。この換気ファンの竣工時の性能は $120\text{m}^3/\text{時}$ 、天井高 2.5m 、床面積 80m^2 と仮定すると、換気回数は 0.6 回(上記の政令で定めるのは 0.5 回/時以上)となります。そこで浴室・トイレの換気ファンを常時 ON にし、外気に面する南面、北面の給気口を開とすれば必要な換気ができます。(ファンの性能は汚れの付着やモータの経年変化で低下するため、定期的に換気ファンの清掃をしたり、モータの音が大きくなってきたらその交換をするなどが必要です。)

また、常時、換気ファンを ON とすることは、浴室や洗面所などの湿気が除去されてカビの発生を防止できること、トイレの臭いが玄関などに漏れて来訪者に不快感を与えてしまうことを防げるなどのメリットがあります。さらにエレベータに近い住居(x03 号室、x04 号室)の浴室・トイレ排気ダクトの開放廊下に位置する部分の内部が結露し、天井に漏れたため、改修を行いました。他室でも条件によって同様のことが生じる可能性があり、その防止対策ともなります。

上記の理由から是非、換気扇は常時 ON でお使いください。